

一般財団法人港区体育協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人港区体育協会（以下「法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、港区内における体育スポーツ運動を振興し、区民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区民の体位向上とスポーツ精神を涵養するための方針の審議確立
- (2) 体育大会、講習会、スポーツ教室、スポーツテスト、レクリエーション活動、野外活動その他体育運動に関する各種事業の実施及び協力
- (3) 区民に対するスポーツ・体育運動の啓発指導及び奨励
- (4) 加盟団体の強化発展と相互の融和
- (5) スポーツ少年団の育成
- (6) 同一目的を有する他の団体との連絡及び提携
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の抛却)

第5条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために抛却する。

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 基本財産として寄附された金品
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることが議決された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議

決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により別に定める財産管理規定によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める財産管理規定によるものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 会長は、各事業年度終了後2か月以内に次の書類を作成し、監事の作成した監査報告を添付して定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) 財産目録

2 貸借対照表は、定時評議員会の終結後、遅滞なく公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときには、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において総評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(剰余金の処分制限)

第13条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第14条 清算をする場合において、この法人の残余財産は、東京都港区に帰属させるものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第15条 この法人に、評議員3名以上30名以内を置く。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名及び外部委員 2 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。但し、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。

(1) 当法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）

(2) 前号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族又は使用人

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の資格)

第 17 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第 65 条第 1 項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）第 6 条 1 号に規定する者は、評議員となることができない。

2 評議員は、この法人の理事、監事を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第 18 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。また再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、退任した評議員の任期が満了するまでとする。

(欠員)

第 19 条 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 20 条 評議員は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(評議員会)

第 21 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 22 条 評議員会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(召集)

第 23 条 定時評議員会は毎事業年度終了後 2 か月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時召集する。

2 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が召集する。

3 前項の規定にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事業及び召集の理由を示して、評議員会の召集を請求することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別に規定する事項を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められている事項

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、一般社団・財団法人法第 193 条の規定に基づき議事録を作成しなければならない。

第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、6 名以内を業務執行理事（一般社団・財団法人法第 197 条で準用する同法第 91 条第 1 項に規定する理事会の決議により法人の職務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

3 代表理事は、会長とする。

4 業務執行理事のうち 3 名以内を副会長とし、1 名を専務理事とする。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。

(役員資格)

第 29 条 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

2 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項に規定する者及び公益法人認定法第 6 条 1 号に規定する者は、理事又は監事となることができない。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員解任)

第 30 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、第 25 条第 2 項において定める評議員会の決議により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議会の終結のときまでとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第 32 条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員職務)

第 33 条 理事及び監事は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

(1) 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、この財団の業務を執行する。また会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(3) 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

(4) 理事は、理事会を構成し財団の業務を議決する。

(役員報酬等)

第 34 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 7 章 理事会

(理事会の設置)

第 35 条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の事項を決議する。

(1) 法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任

(4) 重要な財産の処分及び譲受け

(5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(召集及び議長)

第 37 条 理事会は、会長が毎事業年度 4 か月を超える間隔で年 2 回開催し、臨時理事会は必要ある場合に召集する。

- 2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 95 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名しなければならない。

第 9 章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第 40 条 この法人に、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、無報酬とする。

(顧問参与の職務)

第 41 条 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に対し意見を述べることができる。

- 2 参与は、会長の求めに応じ、財団の事業に参画する。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更するときは、第 25 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

- 2 一般社団・財団法人法第 200 条第 1 項の規定にかかわらず、この定款に規定する目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、前項の規定によりこれを変更することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 7 条の規定は変更することができない。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失により法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由により解散する。

第 11 章 委員会

(委員会)

第 44 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 12 章 事務局その他

(事務局)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員の任免は、会長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 13 章 公告の方法

(公告)

第 47 条 法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 14 章 加盟競技団体及び賛助会員

(加盟)

第 48 条 この法人の趣旨に賛同し加盟した、区内を各競技団体別に統括するアマチアスポーツ団体（以下「加盟団体」という。）を加盟団体とする。

2 前項により加盟する場合は、理事会に諮り評議員会の議決を経なければならない。

3 前項のほか、理事会に諮り評議員会の議決を経た団体を加盟させることができる。

4 加盟団体に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(脱会)

第 49 条 加盟団体の脱会は、理事会に諮り評議員会の議決を経なければならない。

(賛助会員)

第 50 条 この法人の趣旨に賛同し、別に定める会費年額を納めるものを賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1 この定款は、登記による財団の設立のあった日から施行する。

2 設立者の氏名又は名称及び住所は次の通りとする。

菅谷眞一 東京都港区南麻布一丁目 3 番 1 - 2 0 5 号

野村 茂 東京都港区芝浦二丁目七番 1 1 - 1 3 0 6 号

尾池清明 東京都港区芝浦四丁目七番 5 - 5 0 3 号

渡邊建一 東京都港区芝四丁目 1 2 番 4 号

高橋 央 東京都板橋区高島平 3 丁目 1 1 番 7 - 2 0 1 号

3 設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額は次の通りとする。

金銭 金 300 万円

4 この定款の施行の際において、設立当初の評議員は、第 16 条の規定にかかわらず、設立者の定める次に掲げる名簿のとおりとし、その任期は第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。また、設立当初の理事及代表理事並びに監事は、第 28 条の規定にかかわらず、設立者の定める次に掲げる名簿のとおりとし、その任期は第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

設立時評議員	石田 順茂
設立時評議員	牧野 正義
設立時評議員	岩満 美千代
設立時評議員	木津 光永
設立時評議員	井熊 英樹
設立時評議員	山崎 秀基
設立時評議員	新谷 義一
設立時評議員	久保田 眞一
設立時評議員	原田 敬美
設立時評議員	石井 眞一
設立時評議員	東海林 清二
設立時評議員	志気 正道
設立時評議員	岡本 和隆
設立時評議員	須藤 京治
設立時評議員	宮島 義男
設立時評議員	大澤 恵之助
設立時評議員	茂木 義雄
設立時評議員	小林 基平
設立時評議員	西郷 恵子
設立時評議員	川原 敏夫
設立時評議員	井上 博文
設立時評議員	奥田 和彦
設立時評議員	山田 智子
設立時評議員	中島 強
設立時評議員	永井 純
設立時評議員	渡邊 満之助
設立時評議員	富岡 綾子
設立時評議員	田郷 弘毅
設立時評議員	池田 靖枝
設立時理事（会長）	菅谷 眞一
設立時理事（副会長）	野村 茂
設立時理事（副会長兼専務理事）	渡邊 建一
設立時理事	尾池 清明

設立時理事	吉田 真紀子
設立時理事	関本 哲郎
設立時理事	久松 博
設立時理事	平田 吉之助
設立時理事	工藤 章宣
設立時理事	米山 賢二
設立時理事	村田 愛子
設立時理事	栗栖 肇
設立時理事	有賀 勝彦
設立時理事	高寺 和美
設立時理事	寺西 孝子
設立時理事	勝山 景之
設立時代表理事	菅谷 眞一
設立時監事	高橋 央
設立時監事	左近允 素木

以上、一般財団法人港区体育協会設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成 22 年 3 月 10 日

設立者 菅谷 眞一

設立者 野村 茂

設立者 尾池 清明

設立者 渡邊 建一

設立者 高橋 央